

### 同族会社等の判定に関する明細書

業度

法人名

別表二 令五・四・一以後終了事業年度分

同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特定同族会社の判定割合((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定 <u>(11)</u> <u>(1)</u>	12	%
	株式数等による判定 <u>(2)</u> <u>(1)</u>	3	%		(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	期末現在の議決権の総数	4	内		議決権の数による判定 <u>(13)</u> <u>(4)</u>	14	%
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5			(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	議決権の数による判定 <u>(5)</u> <u>(4)</u>	6	%		社員の数による判定 <u>(15)</u> <u>(7)</u>	16	%
	期末現在の社員の総数	7			特定同族会社の判定割合((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8					
	社員の数による判定 <u>(8)</u> <u>(7)</u>	9	%				
	同族会社の判定割合((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10			特定同族会社 同族会社 非同族会社	18	

判 定 基 準 と な る 株 主 等 の 株 式 数 等 の 明 細